

熊本県特定不妊治療費助成事業補助金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）、熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）及び熊本県特定不妊治療費助成事業実施要項（以下「実施要項」という。）に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項を定める。

(治療の始期及び終期)

第2 特定不妊治療費（以下「治療」という。）を開始した日とは、原則として、治療を目的に採卵のための医療行為を開始した日をいい、終了した日とは、胚移植を行った日又は医師の判断により治療を中断した日をいう。

(交付額の決定及び通知)

第3 交付額の決定は、実施要項第4条第3項をもって代えるものとし、同通知は、熊本県特定不妊治療費助成事業承認通知書（様式第3号）をもって代えるものとする。

(実績報告)

第4 実績報告は、実施要項第4条第1項に定める熊本県特定不妊治療費助成申請書（様式第1号）をもって代えるものとする。

(助成額の確定及び確定通知)

第5 助成額の確定は、実施要項第4条第3項をもって代えるものとし、確定通知は、同条3項に定める熊本県特定不妊治療費助成事業承認通知書（様式第3号）をもって代えるものとする。

(請求)

第6 知事が実施要項第4条第3項により助成することを承認し、金額を決定した場合には、助成金の請求は、実施要項第4条第1項に定める熊本県特定不妊治療費助成申請をもっておこなったものとする。

(助成の年度区分)

第7 要項第4条に基づく助成の年度区分は、申請が行われた日を基準とする。

附則

この要領は、平成18年11月6日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
この要領は令和3年（2021年）11月11日から施行し、令和3年1月1日から適用する。